四七　日本銀行財政融資資金出納及び計算整理規則の規定に基づき財務大臣が定める書式　二七　50　六四

四八　財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の規定に基づき財務大臣が定める書式等　二七　50　六五

四九　関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件　二八　51　一〇三

五〇　関税法施行令第八十三条第七項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件　二八　52　二六〇

五一　関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第五項第六号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところを定める件の一部を改正する件　二八　52　二六一

五二　関税法施行令第四条の十二第五項の規定に基づき、同項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件　二八　52　二六一

五三　法人税法施行規則第八条の三の十第三項（同令第二十六条の三第四項及び第三十七条の三の二第三項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第三項（同令第二十六条の三第三項、第二十六条の五第二項、第三十七条の三の二第四項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件　二八　52　二六二

五四　所得税法施行規則第六十三条第五項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件　二八　52　二六二

五五　消費税法施行令第五十条第二項、第五十四条第五項、第五十八条第三項、第五十八条の二第三項及び第七十一条第五項並びに消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第六条第二項並びに消費税法施行規則第五条第三項及び第十六条第三項の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件　二八　52　二六二

○財務省、農林水産省

二　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九　五

○国税庁

三　国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件の一部を改正する件　二七　50　九三

四　清酒の製法品質表示基準を定める件の一部を改正する件　二七　50　九三

五　果実酒等の製法品質表示基準を定める件の一部を改正する件　二七　50　九三

六　未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件の一部を改正する件　二七　50　九四

七　酒類における有機の表示基準を定める件の一部を改正する件　二七　50　九五

八　酒類の表示基準における重要基準を定める件の一部を改正する件　二七　50　九六

九　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第五項第六号ニに規定する国税庁長官が定めるところを定める件の一部を改正する件　二八　52　二六三

○文部科学省

八　令和元年度において社会教育主事の講習を実施する件　七　五

九　図書館の設置及び運営上の望ましい基準の一部を改正する件　七　30　二六

一〇　行政文書ファイル管理簿の閲覧場所の変更にかかる告示　一四　八

一一　特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第十一条第三項に基づく登録施設利用促進機関の代表者の氏名の変更の届出があった件　一八　二

一二　外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程第四条の規定に基づく外国の大学の課程を有する教育施設、外国の大学院の課程を有する教育施設及び外国の短期大学の課程を有する教育施設の名称の変更に関する件　二〇　五

一三　外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程第四条の規定に基づく外国の大学院の課程を有する教育施設の位置の変更に関する件　二〇　五